



国 総 海 第 3 6 号

平成 27 年 9 月 18 日

(一社) 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省総合政策局海洋政策課長



船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分する
ことができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令
の施行について（通知）

標記について、今般、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成 27 年国土交通省令第 69 号）が別添 1 のとおり平成 27 年 9 月 18 日に公布され、平成 27 年 10 月 21 日より施行されることとなった。

改正についての概要等は、別添 2 のとおりであるので、御了知の上、法令の適切かつ円滑な運用が図られるよう、貴会員への周知に努める等御協力願いたい。



平成27年9月
総合政策局

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令

1. 背景

船舶からの排出が例外的に認められる汚水の水質基準は、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」（昭和47年運輸省令第50号）に定められている。

同省令の別表においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号。公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から特定事業場からの有害物質の排水基準を定めたもの。）の別表第一と同一の基準を定めてきたところ。

今般、「排水基準を定める省令」の別表第一において、「トリクロロエチレン」の排水基準が改められることから、「船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令」においても同様の改正を行った。

2. 概要

トリクロロエチレン含有量の基準値1リットルにつき「0.3ミリグラム以下」を「0.1ミリグラム以下」に改める。（別表関係）

3. スケジュール

| | | |
|---|---|-------------|
| 公 | 布 | 平成27年 9月18日 |
| 施 | 行 | 平成27年10月21日 |